

ジェネリック医薬品(後発医薬品)の 使用促進にご協力ください

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

広域連合では、みなさまのお薬代の軽減に役立つよう、ジェネリック医薬品の使用促進を行っています。

○ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは？

ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後にその有効成分を使用して作られる安価なお薬の事です。研究開発のコストを抑えることができるため、薬の価格は先発医薬品と比較し、2割から7割（平均して半額）に設定されています。

○ジェネリック医薬品の安全性や効き目は？

厚生労働省が厳しく審査を行い、効き目や安全性、品質など先発医薬品と同等であると確認されたものだけが販売を承認されています。



○ジェネリック医薬品を処方してもらうには？

まずは、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。ただし、すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が製造販売されているわけではありません。また、体質などによりジェネリック医薬品に切り替えられないこともあります。



ジェネリック医薬品利用差額通知を送付しています

広域連合では、次の条件すべてに該当するかたに、お薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額をお知らせしています。

- ① 生活習慣病や慢性疾患等のお薬を服用されているかた
- ② 1か月あたりの自己負担額（お薬代）が概ね200円以上安くなるかた
- ③ 外来診療によりお薬を受け取っているかた

申請・届出にはマイナンバー(個人番号)の記入が必要です

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

法律の改正により、平成28年1月から市(区)町村窓口に提出する後期高齢者医療に関する書類の一部にマイナンバー(個人番号)の記入が必要になりました。

また、マイナンバーの記入が必要な書類の提出を行う場合は、マイナンバーの確認をするための書類(平成27年中に皆様の住所地へ郵送されました通知カード、市(区)町村へ申請すると交付されるマイナンバーカード(個人番号カード)、マイナンバーが記載された住民票の写しや住民記載事項証明書のうち、いずれか一つ)と、市町村が定める本人確認書類(例：運転免許証・保険証)等が必要となります。

マイナンバーがわからない場合や、その他ご不明な点がある場合は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者担当窓口にお問い合わせください。

ご注意ください！

広域連合および市(区)町村職員は業務上マイナンバーを電話や訪問で聞き取ることはできません。行政機関をかたる電話や訪問者など、他人にはくれぐれも不用意にマイナンバーを伝えないでください。また、マイナンバー制度に便乗して預金口座番号など個人情報を聞かれた場合についても絶対に教えないでください。